

独立行政法人航空大学校中期目標

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送を確保することを目的とする機関であるが、その運営に当たっては、自律性、自発性及び透明性を備え、業務をより効率的かつ効果的に行うという独立行政法人化の趣旨を十分踏まえつつ、本中期目標に従って、養成期間を短縮するなどの効率化を進める一方、航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止するための安全教育を拡充するなど、質の高い養成を継続的に行うことにより、我が国の航空輸送の安全・安定に貢献する等国土交通政策に係るその任務を的確に遂行するものとする。

1. 中期目標の期間

平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

(1)組織運営の効率化

乗員養成に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、責任体制を明確化するために必要な体制を整備すること。

(2)人材の活用

乗員養成業務に必要な役職員を確保するとともに、養成業務の活性化、効率化を推進するため、国土交通省との交流人事、若手職員の活用等の措置により組織の活性化を図ること。

(3)業務運営の効率化

養成期間の短縮、訓練機材の効率的運用を図る等の措置により業務運営の効率化を図ること。

①教育・訓練業務の効率化

教育体系を精査することにより、学生の養成期間を現行の2年4月から2年に短縮すること。

②訓練機材の利用率の向上

上記の教育・訓練業務の効率化にあいまって、訓練機材数を抑制するため、訓練機の利用率の向上を図ることとし、1機当たりの年間飛行時間を約7%（約46時間）向上させること。

③訓練機への情報提供業務の効率化

運航情報の電子化を進め、訓練機への情報提供業務の効率化を図ること。

④一般管理費の抑制

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、本中期目標の期間中における当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制すること。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

大学校がより質の高い操縦者を継続して養成することが航空交通の安定的な供給に資することに鑑み、以下の項目を行うことにより教育の質の向上を図ること。

①教育の質の向上及び標準化を図るために体制・制度を構築し、より質の高い養成を行うこと。

②操縦演習において追加教育制度の導入を図ること。

③教育機材及び教育施設並びに生活環境の充実を図ること。

④資質の高い学生を確保するため、受験資格を拡大するとともに、より一層の広報活動を行い、毎年570名の受験者の確保に努めること。

また、適切な学内機関を設け、入学試験制度全般の検討を進めること。

⑤安定的な航空輸送を確保するために年間の学生養成数を72名とすること。

⑥その他行政のために必要な業務として国の操縦職員に対する訓練を実施すること。

(2) 航空安全に係る教育の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、大学校においても以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

①学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。

②教官の安全意識の向上のため、外部講師等による安全教育及び教官の意見交換を定期的に行うこと。

③訓練機材の品質の向上を図るため、整備従事者にヒューマンファクター教育を行い、整備従事者の資質を向上させ、整備作業における人為的エラーを排除することにより年間飛行阻害率を3%以下とすること。

(3) 他機関との有機的連携

運航管理業務の実施にあたって、関係機関との一層の連携を図り、訓練飛行の運航支援においては、的確な運航情報を入手して、運航管理業務の質の向上に努める

こと。

(4) 成果の活用・普及

- ① 教育の質の向上に資する研究を充実させるため、教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査及び国際基準の調査・研究を実施し、その研究成果を教育に反映させること。
- ② 航空思想の普及、啓発のための行事を開催すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。

(2) 人事に関する計画

業務運営の効率化を図ることにより、計画的な人員の抑制を図ること。